

京都市市民スポーツ会館条例の一部を改正する条例（平成25年3月29日京都市条例第  
75号）（文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画担当）

京都市市民スポーツ会館の使用料の適正化を図るため、次のとおり改正することとしました。

条例改正の概要

利用促進を図る目的で試行実施していた、3時間を超えて使用する場合の使用料を1.5倍とする制度の適用除外について、条例に反映させるため制度を廃止する。

この条例は、平成25年3月29日から施行することとしました。

京都市市民スポーツ会館条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川 大作

京都市条例第75号

京都市市民スポーツ会館条例の一部を改正する条例

京都市市民スポーツ会館条例の一部を次のように改正する。

別表第1備考3を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(関係条例の一部改正)

2 京都市市民スポーツ会館条例の一部を改正する条例（平成24年11月9日京都市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考中3を4とし、2の次に3を加える改正規定中「同備考3を同備考4とし、同備考2の次」を「同備考」に改める。

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画担当)